

第6回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月29日 午後4時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 議場
- 3 出席委員 16名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	10番	太田保義			
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	3番	小笠秀哉
推進委員	4番	興柁千恵美	推進委員	5番	畦池港
推進委員	6番	小貫峰重	推進委員	7番	渡邊巳鶴
推進委員	8番	木村俊一			
- 4 欠席委員 2名

農業委員	9番	坂本建吾
推進委員	2番	田中春男
- 5 議事内容
 - 議案第26号 農地法第3条の許可について
 - 議案第27号 農用地利用集積計画の承認について

事務局	ただ今から第6回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に8番と10番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第26号農地法第3条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第26号の1番と2番については関連しておりますので一括して説明させていただきます。 (議案第26号1番と2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
黒木委員	1番と2番についてですが、A氏とB氏の合意による土地の交換となっております。A氏については桑野内地区で農業をしており、B氏について住所が日向市となっておりますが元々桑野内地区出身であり、実家には役場に勤めている息子夫妻が住んでおります。申請地について、A氏の土地については茶園となっておりB氏の実家の裏に位置し現在は茶農家に管理してもらっているようで、B氏の土地についてはA氏の自宅の近くに位置しているため、交換することでそれぞれ耕作しやすくなるため両者の合意による交換に至りました。交換する面積に差がありますが両者合意しております。B氏が茶園を取得後は一時的に茶農家に管理してもらうようですが、将来的には息子夫妻が利用する予定となっております。また、B氏は週に3日程度五ヶ瀬に帰ってきて農業をしています。 特に問題はないかと思しますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	B氏について日向市となっておりますがどうということでしょうか。
事務局	B氏については元々桑野内に住んでおまして、結婚の際に実家を出ており、その後、夫の仕事の都合により日向市に移っており、現在に至っております。現在、桑野内の実家には役場に勤めている息子とその妻が住んでおります。実家の周辺にはB氏所有の農地があり、B氏が農業のために週3日程度五ヶ瀬に帰ってきており、その際は桑野内の実家で寝泊まりしているようです。また、B氏不在の際は息子夫妻が農地の管理を行っております。
太田委員	人物関係がよくわからないのですが、B氏と実家に住んでいるという役場職員の関係についてもう一度教えてください。

事務局	実家に住んでいる役場職員はB氏の実の息子となります。
太田委員	B氏は現在日向市に住んでいるということでよいでしょうか。
事務局	住民票は日向市にありますが、農業のために五ヶ瀬と日向市を行ったり来たりしているようで、農繁期には夫と共に桑野内の実家に泊まって農業をしているようです。
太田委員	農業所得はどちらであげているのでしょうか。
事務局	確認しておりません。
議長	他にないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案26号の3番について事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第26号3番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
興梠委員	渡人は農業をしており、受人も農業をしております。申請地については桑野内の消防小屋の近くになりまして、受人が牛を飼養しており、飼料作等のための農地取得となります。 特に問題はないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案27号農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第27号について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	申請地については先月の農業委員会で3条許可により今回の借人から貸人に所有権が移転しておりますが、貸人が農業者年金を受給している関係から、農地を人に貸す必要があるため借人へ貸すということになり今回申請があったものです。 特に問題ないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	農業者年金との関係がよくわからないのですが。
松本委員	農業者年金を受給するためには農地を1ha以上耕作してはいけないという要件があり、先月所有権が移転したことにより1haを超えてしまったため、要件を満たすために貸すということです。
太田委員	農業者年金は今から受給するのですか。
松本委員	すでに受給しており、先月取得した農地により自留地が1haを超えてしまい受給要件を満たさなくなってしまうため貸すということになりました。
議長	他にないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。なければ終了いたします。
事務局	以上を持ちまして、第6回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____